

平成30年4月からの

幼稚園、保育所の

入園・入所手続き

【問合せ】

村教育委員会子育て支援課(役場庁舎2階)

☎029-1885-0340(内)232

幼稚園・保育所を 利用する手続き

幼稚園・保育所の入園・入所申し込み手続きにおいて、平成27年度から「認定証」が必要となりました。認定証は、入園・入所申し込み手続きの流れの中で交付を受けます。

《認定の区分》

- ・児童(満3歳以上)の教育を希望する場合【1号認定】
- ・利用施設：幼稚園 認定子ども園(教育部分)

- ・「保育を必要とする事由」に該当する保護者が児童の保育を希望する場合【2号認定・3号認定】

*利用施設：保育所、認定子ども園等(保育部分)

《保育を必要とする事由》

- 入園・入所申し込みをする児童の保護者が、次のいずれかに該当する場合をいいます。
- ①月に60時間を超える就労
 - ②妊娠・出産
 - ③保護者の疾病・障がい
 - ④同居親族等の介護・看護
 - ⑤災害復旧
 - ⑥求職活動
 - ⑦就学
 - ⑧虐待・DVのおそれがある
 - ⑨育児休暇取得時に、すでに保育を利用している子がいて継続利用が必要
 - ⑩その他前各号に類している状態として村が認める場合



入園・入所申し込み 手続きの流れ

入園・入所申し込み手続きは利用施設により異なります。

幼稚園、認定子ども園 (教育部分)

- 1 利用を希望する施設に直接お申し込みください。

※入園内定後、施設を経由してお住まいの市町村への認定申請と認定証交付を行います。

【注意点】

新制度に移行していない私立幼稚園には認定証は必要ありませんので、私立幼稚園に入園を希望する場合は、認定証が必要かどうか入園したい私立幼稚園に直接ご確認ください。

- 2 施設と契約をしていただきます。

平成30年度 美浦幼稚園入園申し込み

- ◇受付期間・受付時間 10月11日(水)～20日(金)午前8時30分～午後4時30分
- ※土・日曜日を除く

- ◇受付場所 美浦幼稚園(郵便提出は不可)

保育所、認定子ども園 (保育部分)

- 1 村教育委員会子育て支援課に、「保育の必要性」の認定の申請と施設利用希望の申請をしてください。

- 2 保育を必要とする事由と保育の必要量に応じて「認定証」が交付されます。

- 3 申請者の希望や施設の利用調整により、市町村が利用調整します。

- 4 施設と契約をしていただきます。

平成30年度 村立保育所入所申し込み

- ◇入所開始 平成30年4月1日から
- ◇入所対象 村内在住で現在未入所の乳幼児

- ※乳児は入所日に生後6カ月超であること。
- ◇受付日時 11月13日(月)～17日(金)午後1時30分～午後4時

- ◇申請場所 村教育委員会子育て支援課、子育て支援センター(地域交流館みほふれ愛プラザ内)

- ※郵送による提出は受付できません。

- ◇必要書類 支給認定申請書 兼利用申込書、各種証明書(父母・祖父母等)

※申請書および各種証明書の用紙は、子育て支援課、子育て支援センターに配置してあります。

他市町村の施設の 利用を希望する方へ

子育て支援課に「保育の必要性」の認定と施設利用希望の申請をしてください。

※施設の利用要件や申請受付の締切等、利用したい施設のある市町村によって異なる事項がありますので、その施設が所在する市町村へ事前にお問い合わせください。

平成30年度から 保育所送迎バスを 廃止します

美浦村では、バスの老朽化・利用者の減少等を鑑み、保育所送迎バスを平成30年3月30日(金)をもって終了いたします。ご了承ください。

